

令和6年8月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年8月総会

萩市農業委員会総会議事録

8月22日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第49号 登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について

○出席委員(14名)

1番 金子哲也	欠席 鈴川肇
3番 中野恵子	4番 岩本裕子
5番 長富繁美	6番 草野隆司
7番 大田忠男	8番 中村博
9番 矢次利典	10番 原川久美子
欠席 品川民雄	12番 大石博則
13番 横山喜一郎	欠席 原田知美
15番 藤田芳昭	欠席 守永正範
17番 三村浩一	欠席 松田由美子
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

6番 草野隆司

9番 矢次利典

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、14名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 草野委員、9番 矢次委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第46号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.2kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は172㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もおらず、申請地が自宅から距離があり耕作の継続が困難なため、当該農地を売買により譲受人への譲渡を検討しておられました。

譲受人の●●●さんは、次の議案の5条許可申請にも関連しますが、ご自宅の駐車場の確保と家庭菜園用の農地として利用するため当該農地の取得に応じられ、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳でご夫婦

ともに農業経験年数はございません。農業従事日数はご夫婦ともに200日の予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが柑橘等の栽培を行われ、収量が確保できれば直売所等での販売もご検討なされています。

農機具の保有状況ですが、草刈機など、今後、必要に応じて作業機械を導入される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、8月5日に、事務局の方と●●●委員さん、●●●推進委員さんと現地確認をいたしました。現地は写真のとおり、夏みかんの木が2本植えてありまして、あまり管理されている様子ではありませんでしたが、●●●さんが駐車場と家庭菜園用の土地を探しておられたところ、隣接している●●●さんの農地を購入して、今植えてある柑橘の木はそのまま栽培されるということで、特に問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第1項について説明いたします。議案は4ページです。
8月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北西1.2kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は58㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●から市道●●●線を●●●方面へ370m入ったところにある農地になります。

7月総会で議案第42号第1項・第2項で審議していただきました隣の農地です。

写真の説明をします。

(写真の説明2枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、隣接地に居宅を建てられていますが、駐車場が無く、通行地役権が設定されている公衆用道路に駐車している状況にあるため、申請地を譲り受け、駐車場4台分を整備するものです。

なお、公衆用道路2筆の持分1/2について、●●●さんが購入されます。

所有者の●●●さんは高齢のため耕作が困難になってきたため、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・東側に先ほど議案第46号第1項で申請のありました、●●●さんが取得される畑があるのみで特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、青空駐車場として4台分を整備される計画です。

なお、申請地は、伝統的建造物群保存地区のため、文化財保護課及び教育委員会より、夏みかんを伐採・伐根し駐車場を整備することについて、現状変更許可書が交付されております。

用排水計画ですが、雨水のみで、自然流下で西側公衆用道路内及び北側市道内の道路側溝に流れるため適当です。

被害防除計画ですが、夏みかんを伐採・伐根し、碎石敷き均しとするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、補足説明することはあまりありませんけれども、先ほど3条でも話したとおり、転用される●●●さんが、自宅の前の農地を購入して、農地として使用する部分と、駐車場として整備する部分とで、これは駐車場として整備する部分になります。なんら問題ないものと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第４８号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第４８号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和４年法律第５６号)附則第５条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対により新しく借り手が決まった新規契約を行うものを上程するものです。公告は８月３０日付となります。

それでは利用権設定の状況についてご説明いたします。議案書は６ページです。

９月１日付けで利用権設定されるものは、むつみ地域、須佐地域、福栄地域において各１件ずつ相対により新規に設定するもので、総件数が３件、筆数が１０筆、地目はすべて田で、面積の合計は１４，６７７㎡となります。

次のページに集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第４８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第４８号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第49号「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

登記官からの農地の転用事実に関する照会につきましては、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の県知事または農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合に、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものです。

この処理につきましては、2週間以内に回答することと国から通知が出ており、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。

本件につきましては、令和6年7月30日付けで、山口地方法務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象となる土地は、●●●、登記地目は田、面積167㎡で、土地所有者及び申請者は●●●の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

場所は、国道●●●号線沿いにある●●●に行く手前の市道●●●線沿いにある土地で、平成10年11月27日に農地法第5条の転用許可(建売住宅)を受けたのち、令和4年7月14日に転用目的の変更と事業の継承の計画変更承認と農地法第5条の転用許可(駐車場)を受けています。

現地調査を行ったところ、木造2階建ての居宅が建設中であり、農地としての現況をとどめていないため、非農地して8月1日付けで調査結果を回答したものです。

元々、この土地は、建売住宅の計画時に造成されて非農地となっており、その後、駐車場として利用されたのち、地目変更登記を行わずに、居宅を建設されているものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時45分 閉会